

京都市上下水道局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第12号

京都市上下水道局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項表以外の部分中「及び同表の中欄に掲げる号給」を削り、「とおり」を「いずれかの額」に改め、同項の表を次のように改める。

職務の級	給料月額
1級	京都市上下水道局職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1の上下水道局企業職給料表（以下「企業職給料表」という。）の1級の欄に掲げる給料月額又は基準給料月額
2級	企業職給料表の2級の欄に掲げる給料月額又は基準給料月額
3級	企業職給料表の4級の欄に掲げる給料月額又は基準給料月額

第3条第3項中「別に定める基準に従い、」及び「同表により」を削り、「号給」を「給料月額」に、「決定しなければならない」を「決定する」に改め、同条第4項中「号給」を「職務の級の格付け及び給料月額」に改める。

(京都市上下水道局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を改正する規程（令和5年3月31日京都市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

附則第1項ただし書を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)